

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 足下の雇用情勢等を踏まえ、現行の措置内容を維持することとし、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 雇用情勢等を踏まえ、対象となる休業の期間を令和4年6月30日まで延長するとともに、当該延長することとする期間（同年4月1日から同年6月30日までの期間）の休業については、一日当たりの支給上限額を3月までと同様8,265円とすることとする。
- ただし、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から令和4年3月31日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、当該地域特例の対象となる休業の期間についても令和4年6月30日まで延長し、一日当たりの支給上限額は3月までと同様11,000円を維持することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年12月31日	令和4年1月1日～ 令和4年6月30日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 8,265円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 ＋緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※ 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和4年3月22日（予定）

施行期日：公布の日

雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※1)

		令和4年 3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置	4/5(9/10) 9,000円	4/5(9/10) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な特例措置	2/3(3/4) 9,000円	2/3(3/4) 9,000円
	地域特例(※2) 業況特例(※3)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		令和4年 1月～3月	令和4年 4～6月
中小企業	原則的な特例措置 (※5)	8割 8,265円	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な特例措置 (※5)	8割 8,265円 (※6)	8割 8,265円
	地域特例(※6)	8割 11,000円	8割 11,000円

(※1) 原則的な措置、地域・業況特例のいずれについても、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

(※2) 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※3) 令和4年1月以降は、生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。なお、令和3年12月までに業況の確認を行っている事業主は、令和4年1月1日以降に判定基礎期間の初日を迎えるものについては、その段階で業況を再確認する。

また、令和4年4月以降は毎月業況を確認する。

(※4) 大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5) 雇用保険の基本手当の日額上限(8,265円)との均衡を考慮して設定。

(※6) 休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※2)。なお、上限額については月単位での適用とする。

(例: 5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

3月10日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～9/23	-	3,106,802	-	2,476,767	-	184,889,354
9/24～9/30	80,942	3,187,744	62,171	2,538,938	4,287,823	189,177,177
10/1～10/7	59,241	3,246,985	63,659	2,602,597	4,579,876	193,757,053
10/8～10/14	59,197	3,306,182	79,476	2,682,073	5,632,448	199,389,501
10/15～10/21	56,912	3,363,094	73,152	2,755,225	5,125,530	204,515,031
10/22～10/28	50,424	3,413,518	70,509	2,825,734	5,032,693	209,547,724
10/29～11/4	45,087	3,458,605	56,960	2,882,694	3,864,792	213,412,516
11/5～11/11	59,516	3,518,121	69,446	2,952,140	4,949,342	218,361,858
11/12～11/18	52,015	3,570,136	64,428	3,016,568	4,585,726	222,947,584
11/19～11/25	50,931	3,621,067	50,168	3,066,736	3,628,159	226,575,743
11/26～12/2	51,042	3,672,109	68,785	3,135,521	4,744,308	231,320,051
12/3～12/9	62,691	3,734,800	59,878	3,195,399	4,132,528	235,452,579
12/10～12/16	67,926	3,802,726	59,678	3,255,077	4,201,172	239,653,751
12/17～12/23	78,265	3,880,991	61,226	3,316,303	4,298,581	243,952,332
12/24～12/30	78,580	3,959,571	33,420	3,349,723	2,275,638	246,227,970
12/31～1/6	82,565	4,042,136	37,602	3,387,325	2,538,818	248,766,788
1/7～1/13	29,185	4,071,321	52,184	3,439,509	3,392,352	252,159,140
1/14～1/20	43,756	4,115,077	65,877	3,505,386	4,298,366	256,457,506
1/21～1/27	43,851	4,158,928	58,387	3,563,773	4,066,544	260,524,050
1/28～2/3	41,002	4,199,930	52,688	3,616,461	3,686,920	264,210,970
2/4～2/10	34,882	4,234,812	53,120	3,669,581	3,582,113	267,793,083
2/11～2/17	32,134	4,266,946	34,046	3,703,627	2,371,024	270,164,107
2/18～2/24	27,156	4,294,102	32,021	3,735,648	2,330,337	272,494,444
2/25～3/3	39,824	4,333,926	36,736	3,772,384	2,526,685	275,021,130
3/4～3/10	41,561	4,375,487	35,824	3,808,208	2,544,347	277,565,477
うち支援金	-	-	11,431	1,047,136	879,043	89,068,894
うち給付金	-	-	24,393	2,761,072	1,665,304	188,496,583

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。